

AI規則で先行するEU、日米の動きは

◆ 包括的なAI（人工知能）規則が主要国・地域では初めてEUで採択される

2024年5月、EU理事会はAIに関する規則案を採択した。提供が禁止されるAIサービスなどは12月から適用が開始され、その他は26年に適用開始となる。

EUのAI規則の特徴は、AIを4つに分類し、リスクに応じた規制をかけるリスクベースアプローチをとっている点にある。規則の適用対象となるのは、EUへのAIサービス提供者であり、日本に所在する企業も対象となり得る。また、EUに直接サービスを提供していなくても、開発したAIが間接的にEUに提供される場合も規則の適用対象となる。EUとしては、主要国に先駆けてAI規則を導入し、適用対象を広げることで、EUの規則を世界標準としたい意図があるとみられている。

EUのAI規則の4分類

リスク分類	規制内容	具体例
許容できないリスク	禁止	法執行を目的とした、市民への生体認証監視システム など
ハイスク	規制（事前の評価手続きが必要 など）	重要なインフラの管理 など
限定リスク	透明性確保の義務（AIであることを明示する など）	チャットボットのように人間と相互作用するシステム など
最小リスク	規制なし	上記以外

（出所）各種資料によりARC作成

◆ 米国や日本はAI産業振興を重視し、早急な規則制定には慎重姿勢

米国では、AI産業の振興を重視し、連邦政府としては包括的なAI規則の制定には至っていない。23年に「AIの安全な開発と利用に関する大統領令」が発令されたが、内容は、安全性の再評価やプライバシー保護の促進、労働市場への影響調査などを連邦政府機関に要請するものが主となっている。一方、24年5月にコロラド州議会が、民間部門にも適用されるAIサービス規則案を可決するなど、州政府レベルでは独自の規則を制定する動きもある。

日本では、24年4月に「AI事業者ガイドライン」が発表されたが、あくまでガイドラインであり、AIの安全性担保などは企業の自主的な対応に任せられている。しかし、政府の「AI戦略会議」ではAIの法規制導入の是非について検討が開始されており、将来的には法的拘束力のある規則が導入される可能性が高い。

AI産業振興と安全性担保の間でスタンスが分かれるAI規則制定の動きだが、企業としては主要国の規制や基準の調和を望みたいところだ。 【今村弘史】